感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための本指針を定める。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い訪問介護サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画(BCP)などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2 平時の対策

- ①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ②職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- ・ 利用者の健康管理
- ・ 職員の健康管理
- ・標準的な感染予防策
- 衛牛管理
- ③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」(入職時は3ヶ月以内)を定期的に実施する。
- ④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- ⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に 指針を見直し「指針の更新」を行なう。

3 発生時の対応

- ①日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ②感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
- ・生活空、動線の区分け
- 消毒
- ・ケアの実施内容、実施方法の確認
- ・濃厚接触者への対応など

③感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

• 医療機関: 二本松病院 (O243-23-1231)

• 嘱託医: 二本松病院 (O243-23-1231)

• 保健所: 県北保健福祉事務所 (O24-534-4113)

• 指定権者: 二本松市高齢福祉課介護保険係(O243-55-5115) など

④感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

• 社内: 感染症対策委員会

• 利用者: 各利用者家族

・関係者: 各担当介護支援専門員等 など

附則

本指針は、令和6年3月1日より施行する。

昭和タクシーケアステーション孫の手